

ドローンデモンストレーション資料

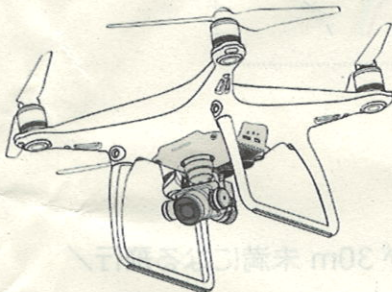
日時 令和5年7月7日(金) 10:00～

場所 倉吉市営陸上競技場

1. ドローンとは？

- 無人航空機のうち、複数の回転翼を持つ「マルチコプター」型のものを指す。
- 簡単な操作で安定した飛行が可能なおことから、空撮・農業・災害現場・建設現場・運輸等幅広く活用されている。
- 市役所では、空撮用ドローンを平成28年度に導入。

PHANTOM 4



本体重量 1380g

最大速度 秒速 20m

最大飛行高度 500m

カメラ 静止画および動画(4K)を撮影

最大伝送距離 3.5km(障害物がない場合)

※障害物検知システム搭載

2. ドローンに関する規制

ドローンは、航空法等により様々な規制がある。

(ア) 飛ばす場所

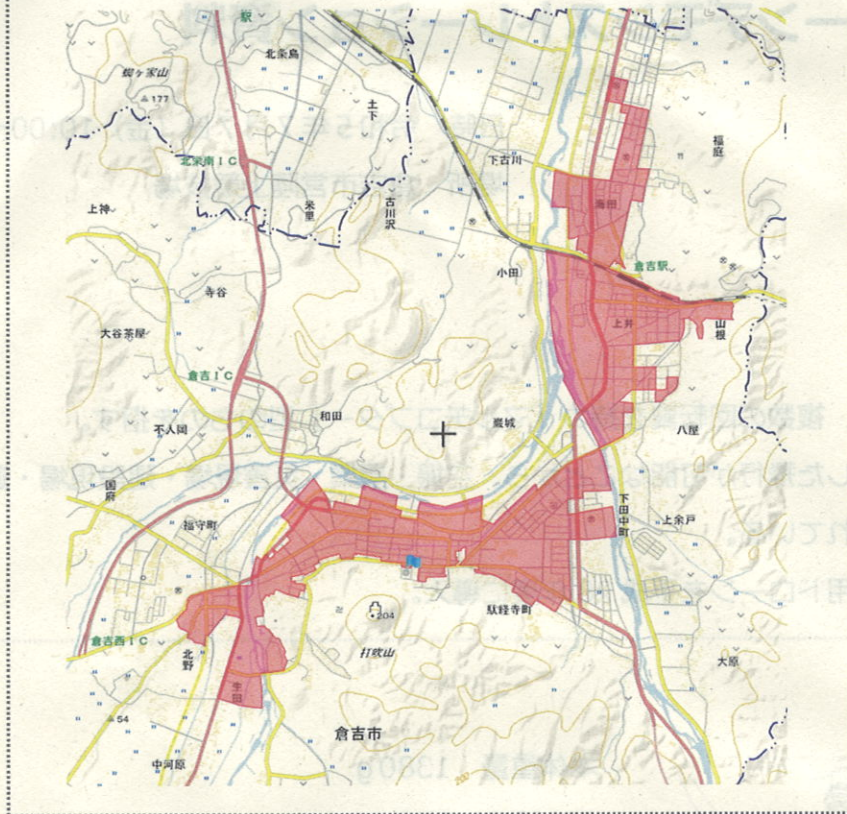
◎ 飛行禁止区域

- 緊急用無空域(消防・救助等により航空機の安全飛行を確保するための規制)

◎ 原則禁止だが、許可を取れば飛行可能な区域

- 地表から150m以上の高さの上空
- 空港周辺の空域
- 人口集中地区(DID地区)の上空

倉吉市内の人口集中地区（出典：国土地理院）



(イ) 飛ばす方法

◎承認が必要となる飛行（罰則あり）

夜間の飛行／目視外の飛行／人や物との距離が30m未満になる飛行／
お祭りやイベントなどの上空での飛行／危険物の輸送・物の投下（農薬散布含む）

(ウ) 操縦者

- ドローン操縦の際には免許や資格などは特に不要。ただし、国家資格があると各種申請が簡略化できたり、飛ばす方法（目視外飛行など）が拡大できたりする。
- 市職員の操縦者は、「人口集中地区」と「人や物との距離が30m未満になる飛行」について年間承認を得ている。（立入管理措置を講じることが条件）

(エ) 機体登録

- 重量100g以上のドローンは国土交通省に登録が必要

(オ) その他、遵守しなければならない事項

風速5m/s以上、第三者の上空では飛行させない／補助者を配置し安全確保 等